

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
秩父市

2 構造改革特別区域の名称  
秩父市障害者地域ケア特区

3 構造改革特別区域の範囲  
秩父市の全域

4 構造改革特別区域の特性

秩父市は埼玉県の西部に位置し、西と南の都県境に2,000m級の山が連なり、東と北に1,000m以下の山々が続く秩父山地に囲まれた盆地からなる総面積134.03km<sup>2</sup>の市で人口は59,871人の地域です。このうち、身体障害者は平成15年3月現在1,838人（うち、18歳未満32人）、知的障害者は302人（うち、18歳未満63人）となっています。

65歳以上の高齢者は13,262人（22%）おり、平成12年の介護保険実施に伴い、当市は20～30人定員の通所介護施設を5か所開所していますが、知的障害者及び障害児を対象としたデイサービスは未就学児を対象とした障害児通園事業が1か所のみで、在宅知的障害者の社会生活の場としてデイサービスセンターがないのが現状であり、この点の対応が大きな課題となっています。

5 構造改革特別区域計画の意義

知的障害者デイサービスセンターは県内に1か所のみで、当市からの通所は片道3時間近くかかるなど困難なため、秩父地域への整備促進を秩父市障害者福祉計画の主要施策としています。また、児童のデイサービスについては「星の子教室」がそれにあたりますが、対象を発達遅れのある未就学児童としており、日常生活における基本的動作の指導や集団生活の適応訓練を行っているため、重度障害児の通所介護は行っていません。指定通所介護事業所の利用が可能になれば、設備の整った既存の施設を有効活用し、サービス提供が可能となり、知的障害者及び障害児の日中活動の場の拡大が図れると考えます。

人口減少により財政的にも厳しい当市においては、障害者のデイサービスを単独で設置することは困難であるが、介護保険実施に伴い整備された介護保険の通所介護事業を利用することで、問題を解決することができるものと考えています。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

秩父市は、市民一人ひとりが生涯を通じて家族や住み慣れた地域の人々との暖かいふれあいに支えられながら暮らせるように、また、一人ひとりの社会参加や生きがいづくりを推進し、誰もが安心して生活できるまちづくりをめざしています。

そのためには、保健・医療・福祉を効果的に組み合わせたサービスの充実と各種施設の体系的整備が必要です。

しかしながら、障害者にとって、デイサービス事業については、65歳未満の身体障害者は指定通所介護事業所の利用ができますが、知的障害者及び障害児は利用できない状況にあります。

このような相互利用についての規制により、知的障害者及び障害児の日中活動の場が限定されていることから、規制の特例により指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とすることで、在宅福祉サービスの向上を図り、障害者及び障害児の地域生活を支え、誰もが安心して生活していける地域づくりの実現を図り、また、これにより保健・医療・福祉の充実を推進します。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区認定により、指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とすることによって、デイサービス利用を希望する知的障害者及び障害児のデイサービス利用を実現することにより、地域で自立した生活のできる安心感と社会参加が図られます。さらに、現在施設に入所中の知的障がい者の在宅生活への移行も可能となり、障害者及び障害児が身近な地域で自立した生活を送れる社会を形成する支援ともなります。なお、介護者においても、身体的、精神的な負担が軽減され、それにより日中の空いた時間で就業も可能となるなど社会参加が図られます。

また、市が設置した通所介護事業所のうち4か所で知的障害者及び障害児の受け入れが可能となることにより事業所間の競争原理によるサービスの向上と地域雇用の拡大が見込まれます。

なお、当初から適用を受けることを想定している事業所における利用見込者数は、知的障害者が5～10人の一月あたり延べ100人～200人であります。ただし将来的には、制度の周知による利用者の増や施設帰省者の利用率の上昇等により、知的障害者20名程度で一月あたり延べ400人程の利用が見込まれます。

## 8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要とする事項

心身障害者デイケア施設

在宅の心身障害者の社会参加促進のため、身近な地域で通所により必要な自立訓練授産活動の場を提供することにより社会参加の助長を図る。

- ・対象者 在宅の身体障害者及び知的障害者
- ・通所期間 週3日

心身障害者デイケア施設は、平成16年4月に1か所開設を予定しており、市内に3箇所となる。デイサービス事業とあわせ、本市における在宅心身障害者の日常生活の自立を支援する施策の大きな柱として、相互に連携しながら事業を推進する。

短期入所事業(ショートステイ)

知的障害者入所施設等は一時的に宿泊または時間利用させ、生活習慣等の指導を行う。

- ・対象者 在宅の身体障害者、知的障害者及び障害児
- ・通所期間 月7日

ホームヘルパー派遣事業

在宅障害者(児)宅へのホームヘルパー派遣により、身体介護、家事援助及び移動介護に関する支援を行う。

- ・対象者 在宅の身体障害者、知的障害者及び障害児
- ・通所期間 年200時間

事業生活サポート事業

在宅の心身障害者(児)の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害者及びその家族の必要に応じて柔軟なサービスを提供する団体に補助する。提供されるサービス内容は、一時預かり、外出援助、移動支援があり、障害者の社会参加の促進、福祉向上及び介護者の負担軽減を図る。

- ・対象者 在宅の身体障害者、知的障害者及び障害児
- ・通所期間 年120時間

(別紙)

1 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(906)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、秩父市全域を対象とし、特区内の指定通所介護事業所等において、当該事業所等の定員の範囲内で、市がデイサービス通所事業を提供することが適当と認められた知的障害者及び障害児の受け入れを実施します。

なお、知的障害者及び障害児の受入見込数及び現在のデイサービス通所事業の利用実績から、デイサービスセンターの利用定員を超過することなく調整が可能です。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

- ア 事業者の名称及び住所

名称 社会福祉法人 秩父福祉会

住所 埼玉県秩父郡吉田町大字久長186-1

- イ デイサービス事業所の名称及び住所

名称 秩父市デイサービスセンター

住所 埼玉県秩父市桜木町8-9

- ウ 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別指定通所介護事業所

- ア 事業者の名称及び住所

名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団

住所 埼玉県秩父市大字蒔田1,977

- イ デイサービス事業所の名称及び住所

名称 蒔田デイサービスセンター

住所 埼玉県秩父市大字蒔田1,977

- ウ 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別指定通所介護事業所

- ア 事業者の名称及び住所  
名称 社会福祉法人 みな福祉会 悠う湯ホーム  
住所 埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3,906-3
- イ デイサービス事業所の名称及び住所  
名称 高篠デイサービスセンター  
住所 埼玉県秩父市大字栃谷1,977
- ウ 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別指定通所介護事業所
  
- ア 事業者の名称及び住所  
名称 社会福祉法人 秩父正峰会  
住所 埼玉県秩父郡荒川村大字贄川1,088
- イ デイサービス事業所の名称及び住所  
名称 影森デイサービスセンター  
住所 埼玉県秩父市大字上影森759-2
- ウ 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受入見込数及び現在のデイサービス通所事業の利用実績から、デイサービスセンターの利用定員を超過することなく調整が可能です。

## (2) 障害者及び障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

知的障害者及び障害児の受け入れに関しては、知的障害者及び障害児に適切な処遇を行うため、知的障害者更生施設さやか学園から、障害の特性に応じた対応方法、介助方法等の技術的支援を受けることとし、デイサービス事業に必要な職員の資質を向上させます。

### 【技術的支援の概要】

- ・職員研修会への講師派遣（事業準備段階2回、事業開始後年4回）
- ・職員の実地研修受入（事業準備段階1回、事業開始後年1回）
- ・処遇方法、介助方法等のアドバイス（随時）

### 【知的障害者厚生施設「さやか学園」の概要】

名称	知的障害者更生施設	さやか学園
所在地	秩父市大字山田1199-2	
設置者	社会福祉法人 清心会	理事長 長岡倉雄
施設長	村山勇治	
定員	65人、分場3か所24人	
設置年月日	昭和58年4月1日	

#### 同法人における関連実施事業

- ・ショートステイ事業

知的障害者及び障害児を対象に施設において宿泊及び時間利用により必要な指導・支援を行う。

- ・ホームヘルプサービス事業

知的障害者及び障害児を対象にホームヘルパーを派遣し、身体介護や外出し円筒の必要な支援を行う。

- ・知的障害者地域生活援助事業

知的障害者を対象に地域で共同生活を営むグループホーム事業を実施。秩父市内2か所（さやかホーム定員7名、みなみホーム定員7名）。

- ・埼玉県生活ホーム事業

一戸建て住宅を賃借し、知的障害者を対象に地域で共同生活を営む生活ホーム事業を実施（一ノ谷ホーム定員5名）。

- ・地域療育等支援事業

秩父市ふれあいセンター内において市町村身体障害者生活支援事業とあわせ、障害者総合支援センターを設置しているが、同法人は、埼玉県より地域療育等支援事業の委託を受け、コーディネーターを派遣し、知的障害者及び障害児を対象に相談事業等を実施している。

- ・社会自主訓練センター

知的障害者の授産活動等の場所として、秩父張子工房を設置し、張子細工の企画制作から販売までを行っている。また、市街地にある三障害団体の直営店「チャレンジ・ド・ショップ柞」において張子の実演や絵付け体験等を実施。

- ・心身障害者地域デイケア施設

知的障害者を対象とした、心身障害者地域デイケア施設「ぼっぼ」を設置、パンの製造販売をとおり、日常生活の指導や自立支援を行っている。道の駅に同施設の店舗を出店している。

- ・埼玉県障害児（者）生活サポート事業

知的障害者及び障害児、その家族を対象に一戸建て住宅における一時預かり、外出援助、移動支援等のサービスを提供している。

- ・就労支援センター

施設及び関連事業利用者の就労をサポート、現場実習や就労後の生活支援等を実施。

#### 5 当該規制の特例措置の内容

秩父市は山間地に立地する小規模な市であり、障害者及び障害児デイサービス事業の対象者数が高齢者に比べ少なく、事業を実施する事業者の参入が難しい地域にあることから、より身近な場所でサービスを受けることを可能とするため、地域にある指定通所介護事業所等の活用が必要です。

## 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

1. 運営主体 社会福祉法人 秩父福祉会  
事業所名称 秩父市デイサービスセンター  
事業概要 施設面積 394m<sup>2</sup>  
利用定員 25人(平成14年度平均利用者数21.7人)  
主な設備 機能訓練室(2)、浴室(2)、食堂(1)、静養室(1)、  
相談室(1)  
事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の  
確認、送迎、給食サービス、入浴サービス
  
2. 運営主体 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団  
事業所名称 蒔田デイサービスセンター  
事業概要 施設面積 403.2m<sup>2</sup>  
利用定員 20人(平成14年度平均利用者数15.6人)  
主な設備 機能訓練室(1)、浴室(2)、食堂(1)、静養室(1)、  
相談室(1)  
事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の  
確認、送迎、給食サービス、入浴サービス
  
3. 運営主体 社会福祉法人 みなのもつち 悠う湯ホーム  
事業所名称 高篠デイサービスセンター  
事業概要 施設面積 413.09m<sup>2</sup>  
利用定員 20人(平成14年度平均利用者数16.7人)  
主な設備 機能訓練室(0)、浴室(1)、食堂(1)、静養室(1)、  
相談室(1)  
事業内容 生活指導、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の  
確認、送迎、給食サービス、入浴サービス
  
4. 運営主体 社会福祉法人 秩父正峰会  
事業所名称 影森デイサービスセンター  
事業概要 施設面積 383.58m<sup>2</sup>  
利用定員 30人(平成14年度平均利用者数18.6人)  
主な設備 機能訓練室(1)、浴室(2)、食堂(1)、静養室(1)、  
相談室(1)  
事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の  
確認、送迎、給食サービス、入浴サービス